

## 第2節 水質保全対策の総合的な推進

### 1 琵琶湖水質保全対策の推進

#### (1) 琵琶湖水質保全計画の推進 環境管理課

##### ア 琵琶湖水質保全計画の内容

湖沼の水質保全を図るため、昭和60年(1985年)に湖沼水質保全特別措置法(以下、「湖沼法」)が施行されました。琵琶湖は、水質環境基準が達成されておらず、水質保全施策を総合的に講ずる必要があるため、昭

表2-2-29 水質状況

項目		年度	平成	平成	平成	平成	平成17年度
			11年度	12年度	13年度	14年度	(目標)
化学的酸素 要 求 量	75 % 値	北湖	2.9	3.0	2.9	3.1	2.8
		南湖	4.0	3.9	4.2	4.7	3.5
(参考)年平均値		北湖	2.6	2.7	2.6	2.7	2.4
		南湖	3.3	3.9	3.1	3.4	2.9
全 窒 素	年 平 均 値	北湖	0.32	0.29	0.28	0.24	0.27
		南湖	0.38	0.39	0.32	0.32	0.35
全 り ん	年 平 均 値	南湖	0.017	0.020	0.016	0.017	0.015

表2-2-30 水質保全に資する事業の進捗状況

事業名		年度	実 施 状 況					13~17年度 計
		13~ 17年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	
下 水 道		146千人	60千人	43千人				103千人
その他の 生活排水 処理施設	農 業 集 落 排 水 施 設	23集落 6千人	12集落 4.2千人	1集落 0.1千人				13集落 4.3千人
	合 併 処 理 浄 化 槽	5,495基 17千人	1,218基 3.7千人	700基 2千人				1,918基 5.7千人
畜産環境 整備施設	畜産ふん尿 処 理 施 設	5セット	1セット	-				1セット
廃 棄 物 処 理 施 設	ご 処 理 施 設	77 t/日	-	151 t/日				151 t/日
	粗 大 ご み 処 理 施 設	50 t/日	-	32.7 t/日				32.7 t/日
	最終処分場	725千㎡	107千㎡	-				107千㎡

和60年12月に湖沼法の指定湖沼に指定され、琵琶湖の水質の汚濁に係があると認められる地域が指定地域(琵琶湖の集水域)として指定されました。指定地域では湖沼水質保全計画を5年ごとに本県と京都府(京都市北部の一部地域が指定地域)が共同で策定することになっています。昭和61年度から平成2年度を計画期間とする第1期計画、平成3年度から平成7年度までの第2期計画、平成8年度から平成12年度までの第3期計画につづき、平成14年(2002年)3月22日に新たに平成13年度から平成17年度までの5年間を計画期間とする第4期計画を策定しました。

### イ 環境基準点での測定結果

環境基準の達成を評価するために、生活環境項目について北湖4地点・南湖4地点、窒素・りんについて北湖3地点・南湖1地点の環境基準点が設定されています。環境基準の達成状況を表2-2-31～33に、環境

表2-2-31 琵琶湖の環境基準点における生活環境項目の状況

水域	項目	pH			DO(mg/ℓ)			COD(mg/ℓ)					
		m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	75%値
北湖	今津沖	3/12	7.4	9.1	0/12	9.9	8.2	12.1	12/12	2.6	2.1	3.2	3.0
	長浜沖	2/12	7.4	9.1	0/12	10.3	8.4	13.5	12/12	2.8	2.2	3.3	2.9
	北小松沖	3/12	7.3	9.1	0/12	10.1	8.0	12.2	12/12	2.7	2.1	3.4	3.1
	愛知川沖	3/12	7.3	9.1	0/12	10.0	8.1	12.5	12/12	2.7	2.1	3.2	2.9
北湖の評価		11/48	7.3	9.1	0/48	10.1	8.0	13.5	48/48	2.7	2.1	3.4	3.1
南湖	堅田沖中央	3/12	7.6	9.0	0/12	9.9	7.5	12.5	12/12	2.9	2.4	3.4	3.2
	浜大津沖	3/12	7.7	9.7	1/12	10.2	7.2	12.6	12/12	3.2	2.7	4.2	3.3
	唐崎沖中央	2/12	7.6	8.9	0/12	9.9	7.6	12.7	12/12	3.2	2.5	3.8	3.5
	杉江港沖	2/12	7.6	9.6	1/12	10.2	6.3	12.5	12/12	4.2	2.5	6.0	4.7
南湖の評価		10/48	7.6	9.7	2/48	10.1	6.3	12.7	48/48	3.4	2.4	6.0	4.7

水域	項目	SS(mg/ℓ)				大腸菌群数(MPN/100ml)			
		m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大
北湖	今津沖	5/12	1	<1	2	8/12	$2.5 \times 10^3$	5	$2.4 \times 10^4$
	長浜沖	8/12	1	<1	2	8/12	$3.4 \times 10^2$	2	$1.4 \times 10^3$
	北小松沖	3/12	<1	<1	1	6/12	$1.2 \times 10^3$	5	$1.1 \times 10^4$
	愛知川沖	6/12	1	<1	3	5/12	$2.1 \times 10^3$	<2	$2.4 \times 10^4$
北湖の評価		22/48	1	<1	3	27/48	$1.5 \times 10^3$	<2	$2.4 \times 10^4$
南湖	堅田沖中央	9/12	3	<1	9	6/12	$1.4 \times 10^3$	13	$1.3 \times 10^4$
	浜大津沖	10/12	3	<1	6	5/12	$1.5 \times 10^3$	8	$1.1 \times 10^4$
	唐崎沖中央	12/12	7	2	16	6/12	$5.3 \times 10^2$	<2	$3.3 \times 10^3$
	杉江港沖	12/12	11	1	31	10/12	$3.0 \times 10^3$	8	$2.4 \times 10^4$
南湖の評価		43/48	6	<1	31	27/48	$1.6 \times 10^3$	<2	$2.4 \times 10^4$

基準点における測定値の経年変化を図2-2-34～35に示しました。項目別に達成状況をみると、CODおよびT-Nについては、北湖、南湖ともに未達成であり、北湖でCODの漸増傾向がみられました。T-Pについては、北湖で環境基準を達成していますが、南湖は未達成です。

表2-2-32 琵琶湖の環境基準点における富栄養化項目の状況

水域	項目	T - N (mg / ℓ)			T - P (mg / ℓ)			クロロフィル a (μg / ℓ)		
		平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大
北湖	今津沖	0.24	0.14	0.37	0.009	0.006	0.013	3.4	1.8	7
	長浜沖	0.28	0.17	0.42	0.010	0.007	0.016	3.9	1.8	8
	北小松沖	0.23	0.14	0.36	0.008	0.006	0.010	3.9	0.7	8
	愛知川沖	0.23	0.13	0.36	0.008	0.006	0.018	3.5	0.6	7
北湖の評価		0.25	0.13	0.42	0.009	0.006	0.018	3.7	0.6	8
南湖	堅田沖中央	0.27	0.16	0.42	0.013	0.009	0.020	5.7	1.1	15
	浜大津沖	0.28	0.15	0.43	0.015	0.010	0.022	6.8	1.2	15
	唐崎沖中央	0.30	0.15	0.50	0.017	0.012	0.023	6.1	3.6	12
	杉江港沖	0.70	0.21	1.42	0.049	0.013	0.108	19	2.9	65
南湖の評価		0.39	0.15	1.42	0.024	0.009	0.108	9.3	1.1	65

表2-2-33 琵琶湖の窒素・りん環境基準点におけるT-N(全窒素)・T-P(全りん)の状況

水域	項目	T - N (mg / ℓ)			T - P (mg / ℓ)				
		m / n	平均	最小	最大	m / n	平均	最小	最大
北湖	今津沖中央	7 / 12	0.24	0.15	0.35	0 / 12	0.007	0.006	0.009
	安曇川沖中央	6 / 12	0.23	0.14	0.34	0 / 12	0.008	0.005	0.009
	南比良沖中央	6 / 12	0.23	0.15	0.37	1 / 12	0.008	0.005	0.011
北湖の評価		19 / 36	0.24	0.14	0.37	1 / 36	0.008	0.005	0.011
南湖	唐崎沖中央	10 / 12	0.30	0.15	0.50	12 / 12	0.017	0.012	0.023
南湖の評価		10 / 12	0.30	0.15	0.50	12 / 12	0.017	0.012	0.023

図2-2-34 環境基準点におけるCOD(75%値)の経年変化

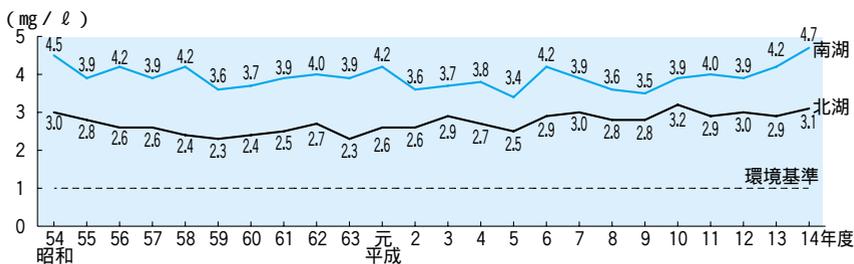
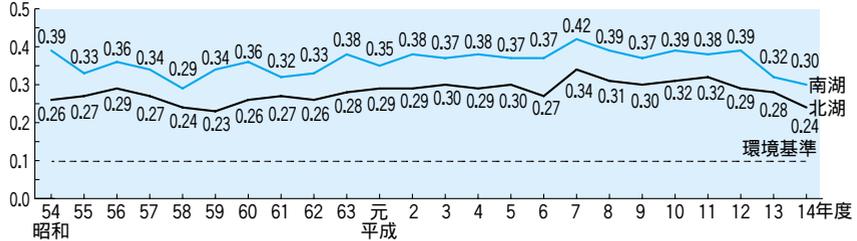
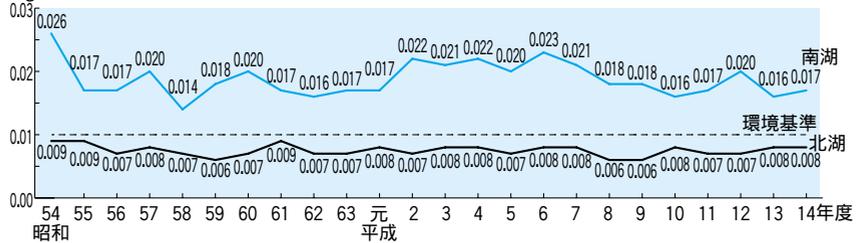


図2-2-35 窒素・りん環境基準点における経年変化

(mg/ℓ) T-N(全窒素)



(mg/ℓ) T-P(全りん)



## (2) 工場排水対策の推進 環境管理課

## ア 工場等の排水基準

本県では、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法(以下、「湖沼法」)のほかに、水質汚濁防止法に基づく上乘せ条例(以下、「上乘せ条例」)、県独自の滋賀県公害防止条例および滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例により、工場等の排水規制を実施しています。工場等の排水基準には、排水濃度に関する基準と排水に含まれる汚濁物質の総量に関する基準があります。この汚濁物質の総量に関する基準には、湖沼法に基づく負荷量規制(COD、窒素、りん)と公害防止条例に基づく排水の総量に係る排水基準(BOD、COD、SS)があり、琵琶湖への汚濁負荷をさらに削減する基準として設けられています。

## イ 発生源の状況

水質汚濁防止法等による特定施設・指定施設(以下、「特定施設等」)の届出事業場数は、5,841で、平成13年度とほぼ同数となっています(図2-2-36)。業種および施設別の内訳は、し尿浄化槽が33.4%と最も多く、次いで旅館業10.7%、飲食店8.4%、食料品製造業8.4%、自動式車両洗浄施設8.1%となっています(図2-2-37)。

また、排水基準が適用される日平均排水量10m<sup>3</sup>以上の事業場数は2,206で、特定施設等を設置する事業場の37.8%を占めています。日平均排水量10m<sup>3</sup>以上の事業場の中で最も多いのは、住宅団地等のし尿浄化槽を主とするし尿処理施設で、全体の56.1%を占めており、次いで旅館業が7.8%となっています(図2-2-38)。

図2-2-36 特定施設・規制対象数の推移

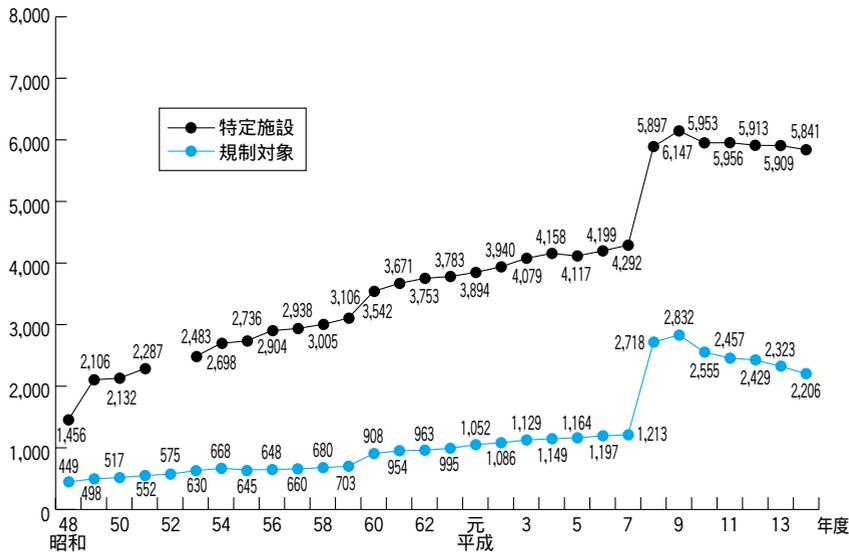


図2-2-37 事業場数内訳

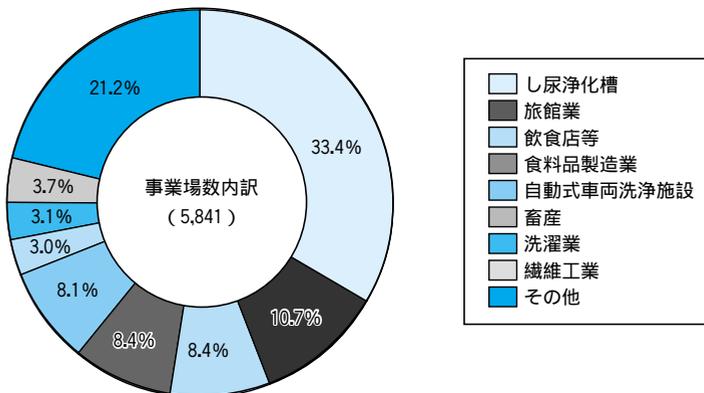
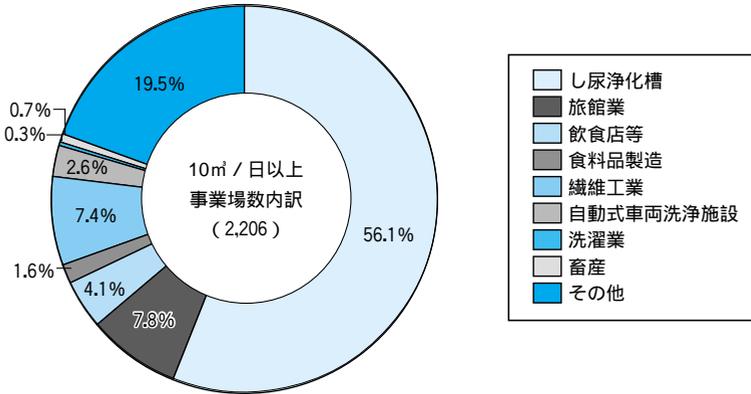


図2-2-38 事業場数内訳(10m<sup>3</sup>/日以上)



ウ 工場等排水調査結果

特定施設等を設置している事業場に対しては立入調査を実施しており、そのうち排水基準の適用を受ける事業場に対しては排水調査を実施しています。

平成14年度においては、延べ1,909事業場に立入調査し、延べ1,824ヶ所について排水調査を実施しました。平成14年度に実施した排水調査の結果、不適合であった事業場の総数は275で、前年度よりも8事業場増加しました(図2-2-39~40)。排水規制については、平成10年度から、日

図2-2-39 行政指導数の推移(内訳別)

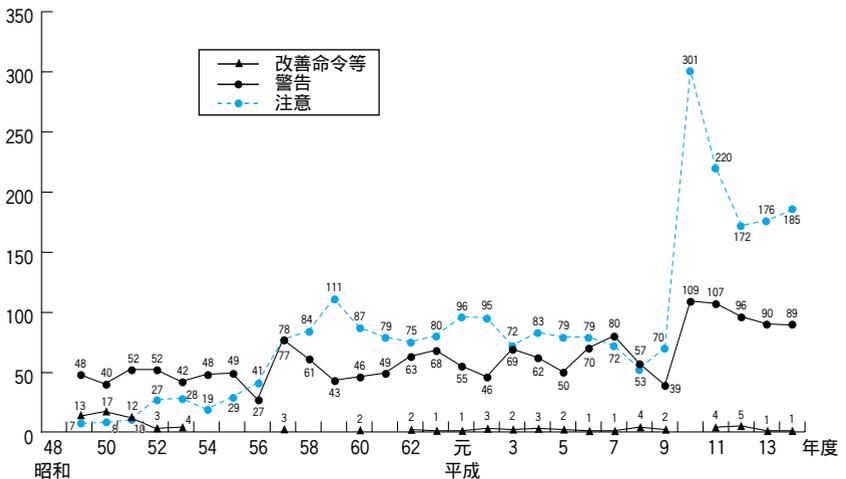
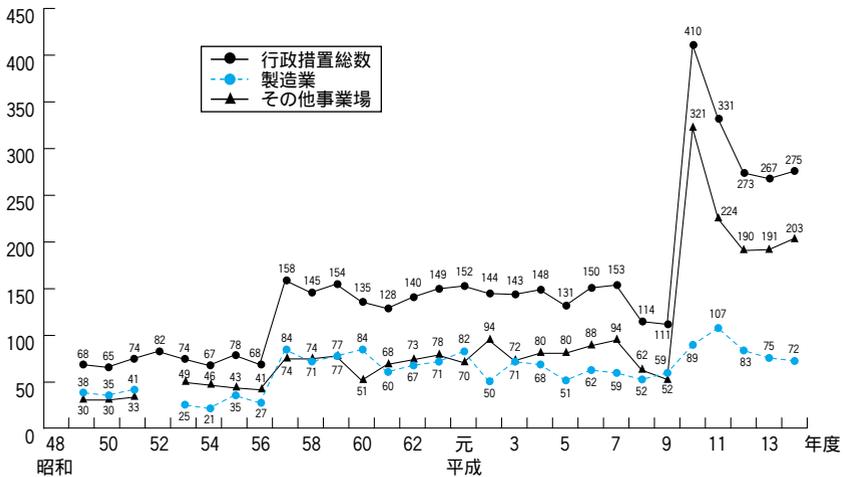


図2-2-40 行政指導数の推移(業種別)



平均排水量10～30m<sup>3</sup>の小規模排水事業場が新たに規制対象となり、また、これらの不適合率が高いため、不適合事業場数が著しく増加しました。しかし、その後の指導によりこれら小規模排水事業場の大半を占める「し尿処理施設」における維持管理が向上し、軽微な違反件数が減少しました。これにより、平成14年度も不適合事業場数は前年度並みとなりました。

(3) 生活排水対策の推進 廃棄物対策課

ア 生活排水対策の現状

生活排水対策について、本県はこれまで目の細かいストレーナー等の全戸設置や普及啓発事業、合併処理浄化槽設置に対する整備補助を実施しており、平成3年度には、水質汚濁防止法に基づき県内全域を生活排水対策重点地域に指定し、市町村とともに総合的な対策を推進してきました。

また、平成8年度には都道府県ではじめて合併処理浄化槽の設置を義務づけた「生活排水対策の推進に関する条例」(みずすまし条例)を制定し、制度的な整備を図っています。

平成14年度末における汚水処理施設整備率の値は89.6%(公共下水道79.2%、農業集落排水処理施設9.9%、合併処理浄化槽10.9%)でした。

表2-2-34(1) 県内の生活排水処理状況(汚水処理施設整備状況)(平成15年3月末現在)

市町村名	総人口 (人)	汚水処理施設 整備率 (%)	汚水処理施設 整備人口 (人)	下水道		農業集落 排水施設		合併処理 浄化槽		林業集落 排水事業	
				整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)
大津市	294,243	96.6	284,238	273,806	93.1	1,144	0.4	9,288	3.2		
志賀町	22,637	91.3	20,678	19,046	84.1		0.0	1,632	7.2		
計	316,880	96.2	304,916	292,852	92.4	1,144	0.4	10,920	3.4	0	0.0
草津市	111,567	98.6	110,018	101,199	90.7	5,532	5.0	3,287	2.9		
守山市	68,255	98.8	67,446	61,953	90.8	5,335	7.8	158	0.2		
栗東市	56,915	96.1	54,671	50,483	88.7	214	0.4	3,974	7.0		
中主町	12,132	99.8	12,105	8,793	72.5	3,278	27.0	34	0.3		
野洲町	36,755	96.5	35,469	35,382	96.3			87	0.2		
計	285,624	97.9	279,709	257,810	90.3	14,359	5.0	7,540	2.6	0	0.0
石部町	11,894	99.2	11,796	11,767	98.9			29	0.2		
甲西町	41,220	85.4	35,206	33,134	80.4			2,072	5.0		
水口町	36,819	66.3	24,410	16,266	44.2	4,119	11.2	4,025	10.9		
土山町	9,265	97.2	9,003	6,827	73.7	2,081	22.5	95	1.0		
甲賀町	11,880	97.3	11,554	7,662	64.5	3,395	28.6	497	4.2		
甲南町	20,334	56.9	11,562	8,772	43.1	1,715	8.4	1,075	5.3		
信楽町	14,229	24.8	3,531			512	3.6	3,019	21.2		
計	145,641	73.5	107,062	84,428	58.0	11,822	8.1	10,812	7.4	0	0.0
近江八幡市	67,629	91.3	61,763	35,343	52.3	704	1.0	25,716	38.0		
八日市市	43,273	87.2	37,720	30,233	69.9	5,170	11.9	2,317	5.4		
安土町	12,281	93.1	11,434	10,590	86.2			844	6.9		
蒲生町	14,891	78.1	11,626	6,827	45.8	1,737	11.7	3,062	20.6		
日野町	22,995	79.5	18,275	10,063	43.8	5,867	25.5	2,345	10.2		
竜王町	13,239	86.6	11,467	8,117	61.3	959	7.2	2,391	18.1		
永源寺町	6,439	91.9	5,916			4,709	73.1	1,207	18.7		
五個荘町	11,659	99.9	11,648	9,418	80.8	2,230	19.1				
能登川町	22,664	76.0	17,231	13,157	58.1	2,926	12.9	1,148	5.1		
計	215,070	87.0	187,080	123,748	57.5	24,302	11.3	39,030	18.1	0	0.0
彦根市	107,140	85.6	91,688	57,457	53.6	5,539	5.2	28,692	26.8		
愛東町	5,610	100.0	5,610			5,546	98.9	64	1.1		
湖東町	9,116	100.0	9,116			8,999	98.7	117	1.3		
秦荘町	7,875	100.0	7,875	7,704	97.8	169	2.1	2	0.0		
愛知川町	10,582	79.0	8,358	7,173	67.8			1,185	11.2		
豊郷町	7,105	99.8	7,089	6,997	98.5			92	1.3		
甲良町	8,411	56.3	4,732	4,417	52.5			315	3.7		
多賀町	8,496	76.1	6,465	6,107	71.9			358	4.2		
計	164,335	85.8	140,933	89,855	54.7	20,253	12.3	30,825	18.8	0	0.0
長浜市	58,489	84.1	49,173	42,646	72.9	5,347	9.1	1,180	2.0		
山東町	13,443	90.9	12,220	7,823	58.2	3,117	23.2	1,280	9.5		
伊吹町	6,034	95.7	5,773	4,203	69.7	1,551	25.7	19	0.3		
米原町	12,345	73.2	9,039	7,801	63.2			1,238	10.0		
近江町	9,779	78.2	7,650	5,908	60.4			1,742	17.8		
浅井町	13,346	99.9	13,326	11,858	88.9	1,468	11.0				
虎姫町	5,914	84.1	4,973	4,725	79.9			248	4.2		
湖北町	8,987	100.0	8,987	1,697	18.9	7,234	80.5	56	0.6		
びわ町	7,870	100.0	7,870	1,829	23.2	5,957	75.7	84	1.1		
高月町	10,400	76.3	7,935	6,520	62.7	806	7.8	609	5.9		
木之本町	9,167	70.5	6,460	5,992	65.4			468	5.1		
余呉町	4,250	95.3	4,051			4,043	95.1	8	0.2		
西浅井町	4,977	99.4	4,948			4,875	98.0	73	1.5		
計	165,001	86.3	142,405	101,002	61.2	34,398	20.8	7,005	4.2	0	0.0
マキノ町	6,499	98.8	6,424	2,252	34.7	3,833	59.0	339	5.2		
今津町	13,690	93.4	12,783	9,565	69.9	2,578	18.8	640	4.7		
朽木村	2,514	78.4	1,971	1,055	42.0	626	24.9	238	9.5	52	2.1
安曇川町	14,437	74.2	10,714	6,969	48.3	1,785	12.4	1,960	13.6		
高島町	7,145	86.6	6,189	4,211	58.9	1,193	16.7	785	11.0		
新旭町	11,405	71.9	8,196	5,593	49.0	547	4.8	2,056	18.0		
計	55,690	83.1	46,277	29,645	53.2	10,562	19.0	6,018	10.8	52	0.1
県計	1,348,241	89.6	1,208,382	979,340	72.6	116,840	8.7	112,150	8.3	52	0.0

表2-2-34(2) 県内の生活排水処理状況(汚水処理施設整備状況)(平成14年3月末現在)

市町村名	総人口 (人)	汚水処理施設 整備率 (%)	汚水処理施設 整備人口 (人)	下水道		農業集落 排水施設		合併処理 浄化槽		林業集落 排水事業	
				整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)
大津市	291,322	95.2	277,206	266,943	91.6	1,162	0.4	9,101	3.1		
志賀町	22,482	91.5	20,567	19,057	84.8			1,510	6.7		
計	313,804	94.9	297,773	286,000	91.1	1,162	0.4	10,611	3.4	0	0.0
草津市	111,061	98.4	109,245	96,433	86.8			5,529	5.0	7,283	6.6
守山市	67,151	97.5	65,505	59,977	89.3	5,342	8.0	186	0.3		
栗東市	56,012	99.4	55,693	48,433	86.5	213	0.4	7,047	12.6		
中主町	12,092	99.8	12,067	8,747	72.3	3,292	27.2	28	0.2		
野洲町	36,307	97.5	35,415	34,975	96.3			440	1.2		
計	282,623	98.3	277,925	248,565	87.9	14,376	5.1	14,984	5.3	0	0.0
石部町	11,886	98.7	11,733	11,577	97.4			156	1.3		
甲西町	41,070	85.2	35,008	31,667	77.1			3,341	8.1		
水口町	36,300	66.8	24,240	16,263	44.8	4,147	11.4	3,830	10.6		
土山町	9,343	87.7	8,192	6,080	65.1	1,975	21.1	137	1.5		
甲賀町	11,933	94.8	11,312	6,786	56.9	3,445	28.9	1,081	9.1		
甲南町	20,245	75.7	15,325	7,611	37.6	1,625	8.0	6,089	30.1		
信楽町	14,417	22.3	3,221			434	3.0	2,787	19.3		
計	145,194	75.1	109,031	79,984	55.1	11,626	8.0	17,421	12.0	0	0.0
近江八幡市	67,636	87.5	59,165	34,174	50.5	701	1.0	24,290	35.9		
八日市市	43,128	80.3	34,631	27,096	62.8	5,343	12.4	2,192	5.1		
安土町	12,350	95.3	11,774	10,326	83.6			1,448	11.7		
蒲生町	14,780	75.0	11,086	6,357	43.0	1,745	11.8	2,984	20.2		
日野町	23,013	76.0	17,487	9,317	40.5	5,952	25.9	2,218	9.6		
竜王町	13,325	79.2	10,557	7,939	59.6	963	7.2	1,655	12.4		
永源寺町	6,482	91.9	5,960			4,788	73.9	1,172	18.1		
五個荘町	11,668	99.4	11,600	9,123	78.2	2,248	19.3	229	2.0		
能登川町	22,595	80.8	18,253	11,203	49.6	2,947	13.0	4,103	18.2		
計	214,977	84.0	180,513	115,535	53.7	24,687	11.5	40,291	18.7	0	0.0
彦根市	107,024	78.7	84,209	51,575	48.2	5,576	5.2	27,058	25.3		
愛東町	5,629	100.0	5,629			5,603	99.5	26	0.5		
湖東町	9,093	100.0	9,093			8,981	98.8	112	1.2		
秦荘町	7,827	100.0	7,827	7,658	97.8	169	2.2				
愛知川町	10,379	80.9	8,394	6,870	66.2			1,524	14.7		
豊郷町	7,081	94.3	6,678	6,435	90.9			243	3.4		
甲良町	8,467	51.2	4,334	3,697	43.7			637	7.5		
多賀町	8,615	76.0	6,549	6,220	72.2			329	3.8		
計	164,115	80.9	132,713	82,455	50.2	20,329	12.4	29,929	18.2	0	0.0
長浜市	58,269	82.9	48,309	41,248	70.8	5,431	9.3	1,630	2.8		
山東町	13,463	87.3	11,757	7,237	53.8	3,132	23.3	1,388	10.3		
伊吹町	6,103	83.5	5,099	3,830	62.8	1,168	19.1	101	1.7		
米原町	12,465	55.9	6,968	6,248	50.1			720	5.8		
近江町	9,747	65.6	6,398	4,763	48.9			1,635	16.8		
浅井町	13,284	93.5	12,419	10,848	81.7	1,483	11.2	88	0.7		
虎姫町	5,933	66.2	3,925	3,466	58.4			459	7.7		
湖北町	9,020	100.0	9,020	1,690	18.7	7,275	80.7	55	0.6		
びわ町	7,845	100.0	7,845	1,760	22.4	6,035	76.9	50	0.6		
高月町	10,385	76.3	7,922	6,429	61.9	816	7.9	677	6.5		
木之本町	9,247	64.2	5,941	5,549	60.0			392	4.2		
余呉町	4,291	93.9	4,030			4,022	93.7	8	0.2		
西浅井町	5,033	93.4	4,702			4,632	92.0	70	1.4		
計	165,085	81.4	134,335	93,068	56.4	33,994	20.6	7,273	4.4	0	0.0
マキノ町	6,451	98.5	6,354	2,172	33.7	3,902	60.5	280	4.3		
今津町	13,646	96.2	13,134	9,239	67.7	2,563	18.8	1,332	9.8		
朽木村	2,531	77.0	1,948	1,068	42.2	619	24.5	207	8.2	54	2.1
安曇川町	14,540	70.3	10,217	6,176	42.5	1,807	12.4	2,234	15.4		
高島町	7,098	85.4	6,062	3,756	52.9	1,207	17.0	1,099	15.5		
新旭町	11,341	63.0	7,146	4,604	40.6	550	4.8	1,992	17.6		
計	55,607	80.7	44,861	27,015	48.6	10,648	19.1	7,144	12.8	54	0.1
県計	1,341,405	87.8	1,177,151	932,622	69.5	116,822	8.7	127,653	9.5	54	0.0

### イ 生活排水対策推進条例(みずすまし条例)

この条例は、生活排水の適正な処理を推進することにより、琵琶湖その他の公共用水域の水質の保全を図り、もって県民の生活環境の向上に寄与することを目的として制定されました。条例の概要は次のとおりです。

- 生活排水対策に関する県民、事業者、県の責務を明らかにしました。
- 知事は、生活排水対策を推進するための計画を策定し、県民、事業者に対する啓発および市町村に対する支援を行うとともに、生活排水の処理の状況を毎年公表することとしました。
- 下水道等が整備されるまでに7年以上を要する地域において、住宅への浄化槽の設置または住宅の新築をしようとする者は、特段の事情がある場合を除き、合併処理浄化槽を設置しなければならないこととするとともに、浄化槽工事業者等は、その依頼者が合併処理浄化槽を設置することとなるよう情報の提供を行わなければならないこととしました。
- 合併処理浄化槽の設置が義務付けられた地域において合併処理浄化槽が確実に設置されるよう、知事は、浄化槽の設置等をしようとする者に対する指導および勧告、氏名等の公表、報告の徴収等を行うことができることとしました。

### ウ 合併処理浄化槽の設置推進

合併処理浄化槽は、汲み取りトイレや単独処理浄化槽に比べてBOD負荷で約1/7～1/8の処理能力を有しており、その設置推進は生活排水対策の一環として重要です(図2-2-41参照)。

本県では、昭和62年度から合併処理浄化槽の設置に対して補助制度(滋賀県合併処理浄化槽設置整備事業)をスタートしました。平成9年度には全市町村が合併処理浄化槽の設置に対する補助を制度化していません。

図2-2-41 合併処理浄化槽の設置効果

合併処理浄化槽を設置した場合は、単独処理浄化槽を設置した場合に比べ川などに放流される汚れの量が8分の1になります。

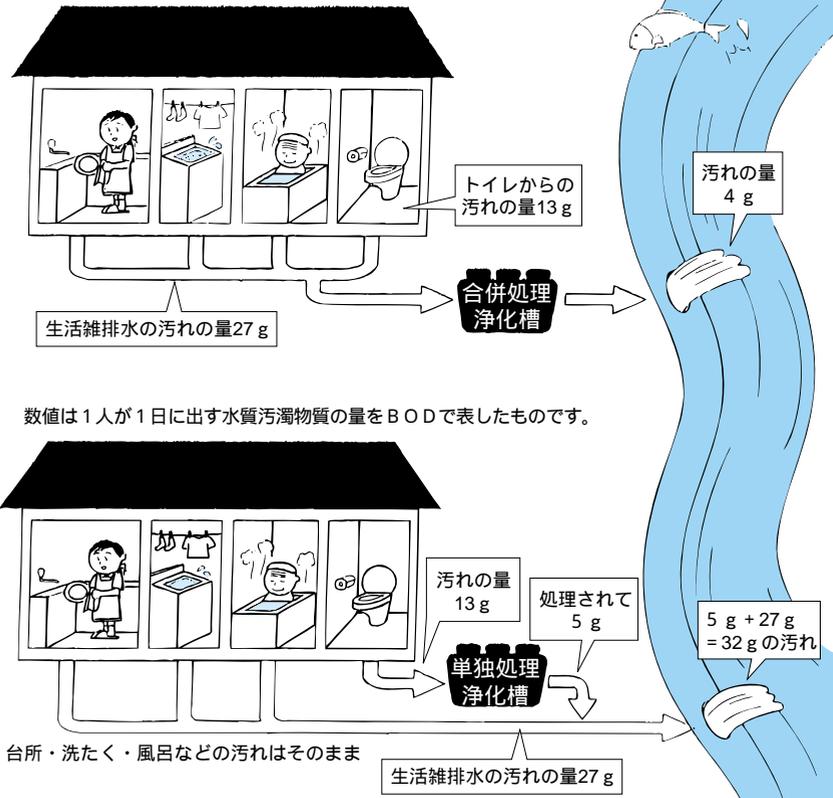
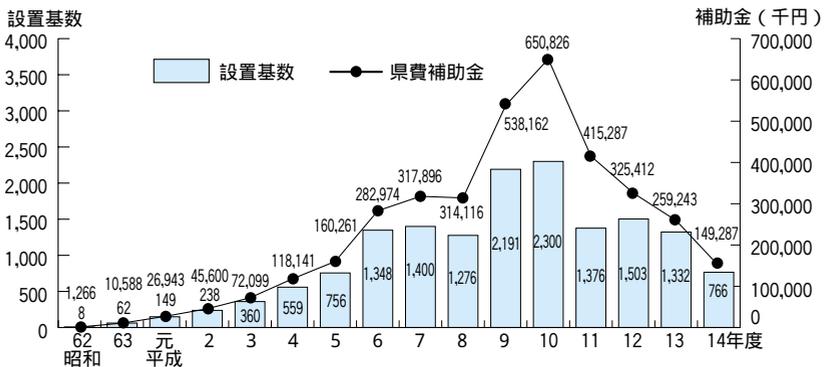


図2-2-42 合併処理浄化槽設置整備事業の整備実績



### 工 農業集落排水処理施設の整備 農村整備課

近年、農村社会における兼業化・混住化に伴う生活様式の近代化や多様化により農村の水環境の悪化が進みつつあり、農業被害の発生、悪臭の発生等農業生産基盤環境および農村生活環境に大きな問題が生じてきています。そのため、本県では、農業用排水の水質保全やトイレの水洗化を含む農村生活環境の改善を図るとともに、琵琶湖等の公共用水域の水質保全に寄与するため、1～数集落の小規模下水道である農業集落排水処理施設(農村下水道)の整備を積極的に推進しています。また、従来の農業農村の果たしてきた多様な環境保全機能の維持とその利活用を図っていくことを理念とした「みずすまし構想」と一体となって、処理水の再利用や汚泥の農地還元など、資源循環社会の継続的な発展を目指しています。

なお、県内における平成14年度現在の農業集落排水処理施設整備実施状況は以下のとおりです。

図2-2-43 農業集落排水事業の整備実施状況

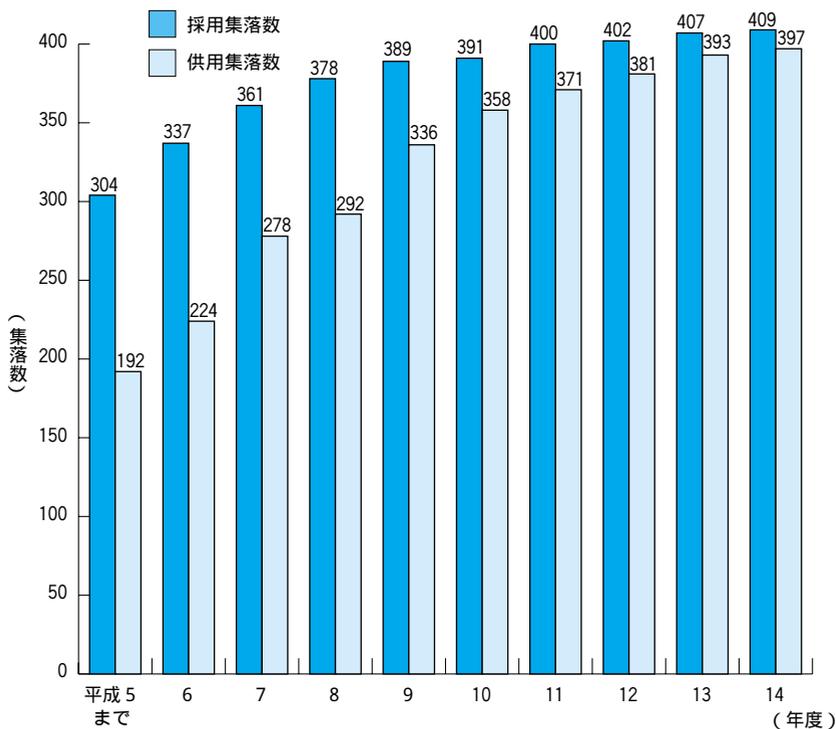


図2-2-44 平成14年度末現在採択地区

